

<1> 2019年度事業計画概要

2019年度の事業計画は、法人設立10周年を機会に昨年1年かけて全国のファンドレイザーや会員の皆さまと対話を繰り返しながら作成した「10周年宣言」とその実現に向けた2030年までのロードマップ「セオリー・オブ・チェンジ2030」にもとづき作成されている。

主要なアウトカムごとの今年度の事業のポイントは以下のとおりである。

1. **想像を超えた新たな資金循環を生み出すチャレンジが誘発され、成長している**
 - ・ ファンドレイジング日本を「場」の熱量により参加者の意識変容、行動変容を促す（チャレンジを誘発する）システムと位置付け、FRJ2019に向けて具体的な仕掛けを検討する。
 - ・ 会員やファンドレイザーのチャレンジの可視化、応援の仕組みとしてのサロン事業を進化させる。
2. **寄付者自身が、寄付を「成功体験」や「自身の幸せにつながる」と感じる状態が実現している**
 - ・ 社会貢献教育が子ども達や社会に与える社会的インパクトを明らかにし、その結果を広く発信していく。
 - ・ 寄付白書2021の出版に向けた準備を開始する。
3. **次元の異なるスケールの資金循環が生み出せている**
 - ・ 遺贈寄付推進のためのエコシステムをさらに強化する。
 - ・ 多様で新しいプレーヤーの参画による資金循環の創出として、スポーツチャリティの全国化やファミリー財団の設立支援の仕組みを検討する。
 - ・ 大きな社会のお金の流れを作るための仕掛け作りとして、社会貢献型ICOや社会性認証制度構築などの新たな仕組みづくりに着手する。
4. **寄付・社会的投資の成長のためのエコシステムが枠を超えて構築されている**
 - ・ SDGs時代におけるファンドレイジングの意味や意義を明確化した上で、その促進を事業を通じて行なっていく。
 - ・ 寄付・社会的投資推進のための政策提言をソーシャルセクターだけでなく経済団体とも協調して行なっていく。
 - ・ グローバルネットワークとのアライアンスを強化し、課題「解決」先進国として日本がリーダーシップを発揮できる状態に貢献する（各国FR協会、社会的インパクト投資の国際ネットワークなど）
5. **社会のお金の流れを生み出すプロフェッショナルが活躍できている**
 - ・ ファンドレイザーの裾野と活躍の場を広げるために、研修の新規開発や新たなキャリアパスの構築に着手する。
 - ・ ファンドレイザーや社会貢献ファシリテーターの認知度向上のためにリブランディングや表彰制度の検討を開始する。

<2> 2019年度事業計画詳細

1. ファンドレイザー育成事業

① 資格制度・研修・スクール

高い倫理観と専門性を持つファンドレイザーの育成を目的として、地域別・テーマ別チャプターと協働し、研修・試験を開催し、准認定必修研修受講者を年間で765人、約300人の新たな准認定資格の取得者を育成する。また、実践力のあるファンドレイザーの育成を目的に、第4期の「ファンドレイジング・スクール」を開講する。今年度は、裾野を広げると同時に、これまでの研修内容の改善や新規開発など、組織内外のファンドレイザーとともに議論する場を設け、事業の成長を図る。

また、SDGs時代におけるファンドレイジングの意味や意義を明確化した上で、その促進を事業を通じて行なっていく。

② チャプター制度

ファンドレイザーのネットワークである、地域チャプター（北海道、東北、東海、静岡、関西、中国、九州）と専門領域毎のテーマ別チャプター（アート関係者、福祉関係者、大学関係者、国際協力分野の関係者）とともに、ファンドレイジングに関するネットワーキングの機会の創出を行う。また、ファンドレイザーの担い手の育成のみならず、社会貢献教育、社会的インパクトマネジメントなど、これまで連携できていなかった事業においても、各種研修やセミナーの開催を行う。全地域・全専門領域毎のチャプターとともに、エコシステム構築のハブとなるネットワークづくりに貢献する。

③ サロン事業

昨年度は10周年事業の関係で実施していなかったファンドレイジングサロンを再開し、会員やファンドレイザーのチャレンジの可視化、応援の仕組みとして内容を進化させる。

2. ファンドレイジング・日本の開催

今年度は、開催時期を変更したファンドレイジング・日本2019を下記の通り開催する。10回目の記念大会を迎えるにあたり、大会運営から見直しを図る。また、ファンドレイジング日本を場の熱量により参加者の意識変容、行動変容を促す（チャレンジを誘発する）システムと位置付け、具体的な仕掛けを検討する。

ファンドレイジング・日本2019「課題『解決』先進国を目指して」

開催日：2019年9月14日（土）、15日（日）

場所：駒澤大学駒沢キャンパス・3号館（種月館）および記念講堂

想定参加者数：1,600名

セッション数：60セッション

3. 寄付市場創造事業

① 社会貢献教育事業

今年度は、社会貢献教育を教育現場に取り組むための仕組みづくりとして以下の事業を行う。

- ・ 学校連携強化
東京都教育庁と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」で都立高校への横展開を行っていく。プログラム実施からプログラム評価までを行う。
- ・ ファシリテーターの育成とコミュニティ化
スキルアップ研修（上級）を追加しファシリテーターの技能向上を図ると共に、ファシリテーターの同士の交流とコミュニティの構築を行う。
- ・ ファシリテーター育成および社会貢献教育プログラムの SDGs 対応検討
SDGs 時代の社会貢献教育のあり方を検討し、ファシリテーター育成および社会貢献教育プログラムの SDGs 対応について具体的な取り組みを開始する。
- ・ 推進委員会の立ち上げ
これまで社会貢献教育事業の展開で実行者として関わった方々を中心に、推進のための委員会を立ち上げポータルサイトの構築をメインにその後の社会貢献教育の全国化に向けた施策の検討を行う。
- ・ 支援獲得のための具体的施策の実行
アンバサダー制度立ち上げ、既存支援者 web 調査、動画による定期報告メール便などの施策の実行。
- ・ 社会貢献教育ポータルサイトの構築
2018 年度からの引き続き施策目標。コンテンツ、成功事例、問合せ窓口、ファシリテーター紹介、マッチングなどが一覧になったポータルサイトの構築を行い、既に全国で展開しているファシリテーターの発信と教員の参考の場をつくる。

② 寄付白書事業

寄付へのポジティブな空気の醸成として、次の寄付白書「寄付白書 2021」の出版に向けて企画立案をし、2020 年度中に委員会の立ち上げを行えるよう下準備を進めていく。

③ 遺贈寄付推進事業

これまで、2016 年から遺贈寄付の普及啓発を推進してきた全国レガシーギフト協会の運営協力を行うほか、協会としても独自に研修を提供してきた。その結果、NPO や公益法人等受遺団体向け専門士業向けの研修コンテンツや書籍、一般向けの遺贈寄付についての紹介ツールなどが開発され、メディアにおいても、遺贈寄付についての特集される機会が増えるようになった。

当年度は、これまで培われてきた遺贈寄付推進のためのエコシステムをさらに強化していくために、以下の事業を行う。

- ・ **全国レガシーギフト協会の運営協力**

全国コミュニティ財団協会との共同事務局として、組織の自立に向け管理運営面での機能強化支援を行う。また「いぞう寄付の窓口」の加盟団体として、相談対応を引き続き行う他、遺贈寄付の社会的認知拡大のための発信や金融機関等を含めた各種団体・法人やメディアへの広報啓発活動の実施を全国レガシーギフト協会と協働して行っていく。

- ・ **遺贈寄付に関する研修等の実施**

2019年度は年賀寄附金助成が決定したため、特にいぞう寄付の窓口を担う団体をはじめとする受遺団体のさらなる相談支援力やケース対応能力の向上を目的とした研修や、現場での遺贈寄付事例や対応・ノウハウの蓄積を全国レガシーギフト協会と協働して行う。

④ 多様で新しいプレーヤーの参画による資金循環の創出

多様で新しいプレーヤーの参画による資金循環の創出として、スポーツチャリティの全国化やファミリー財団の設立支援の仕組みを検討する。

⑤ 寄付月間の実施

寄付についての社会の理解を促進し、日本の寄付文化を醸成するため、「寄付月間」が全国的に展開され、寄付に関する様々な取り組みが全国各地で実施されるよう、引き続き運営に携わっていく。

4. 社会的インパクトセンター

今年度は調査・研究の結果を活かした課題解決の仕組みや制度作り等を併せて行う「ドゥ・タンク（行動集団）」として、特に国、自治体や資金提供者をインパクト志向に変革する案件に集中する。具体的には自治体との協働が不可欠となるSIBの案件組成や、社会的インパクト評価・マネジメントの普及・活用に向けた評価ガイドラインの作成や、評価支援、研修コンテンツの開発等を行う。さらに今年度は、大きな社会のお金の流れを作るための仕掛け作りとして、社会貢献型ICOや社会性認証制度構築などの新たな仕組みづくりに着手する。

また、社会的インパクト評価・マネジメントや社会的インパクト投資のセクター全体の発展のために、協会単独での事業実施にとどまらず、社会的インパクトマネジメントイニシアチブ（SIMI）やGSG国内諮問委員会に共同事務局として参画し、他機関と連携しながらセクター全体の動向やニーズを見定めた事業推進、情報発信等を行う。

これらの事業について、これまで培って来た関係性やネットワーク等を活かし、多様な外部専門家を交えたチーム編成を行い、業務を遂行する体制づくりを推進していく。

5. 組織基盤強化

① 事務局体制

常勤の事務局員と専門知識をもつ外部協力先が一体となった事務局運営体制を引き続き行う。また、マネジメントの強化として新たに事務局次長を任命する。さらに、認定・准認定ファンドレイザーを中心により多くの人と各種事業を遂行するよう努める。また、より職員が働きやすい環境整備を進める。

② 会員拡大

2020年度3月末時点で会員数2000名を目指し、日本の寄付・社会的投資市場の拡大の賛同者を増やす。また、各種事業の戦略的な展開を図る法人パートナーを募集し、連携を深める。

③ ボランティアの組織化

ボランティア登録は現在302名。引き続き、ボランティアデーを開催する。大会の運営を通じてボランティアリーダー人材や他の事業にも深く関わる人材がでてきているため、ボランティアと他事業との連携を促進し、各事業の発展に向けた強力なパートナーとして協働する。

④ 10周年報告書の作成

協会設立10周年を記念して、これまで10年の歩みとこれからのチャレンジについて「セオリー・オブ・チェンジ2030」を軸にまとめた報告書を作成する。

2019年度 予算計画

活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会

自 平成31年 4月 1日 至 令和2年 3月31日

【経常収益】		
【受取会費】		
運営会員受取会費	1,314,000	
賛同会員受取会費	24,682,000	25,996,000
【受取寄付金】		
受取一般寄付金	700,000	
Giving Japan基金	50,000	
寄付教育推進寄付	3,842,000	4,592,000
【受取助成金等】		
受取助成金		6,829,000
【事業収益】		
事業 収益		123,555,000
【その他収益】		
受取 利息		1,000
経常収益 計		160,973,000
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給料 手当(事業)	41,650,000	
役員 報酬(事業)	4,800,000	
補助作業員給与	3,400,000	
通 勤 費(事業)	1,430,000	
法定福利費(事業)	5,482,000	
人件費計	56,762,000	
(その他経費)		
売上原価	1,901,000	
業務委託費(事業)	25,863,000	
諸 謝 金	4,901,000	
印刷製本費(事業)	4,812,000	
会 議 費(事業)	0	
広告宣伝費(事業)	450,000	
旅費交通費(事業)	7,486,000	
通信運搬費(事業)	1,519,000	
備品消耗品費(事業)	205,000	
新聞図書費(事業)	0	
水道光熱費(事業)	0	
地代 家賃(事業)	0	
会 場 費(事業)	13,877,000	
寄付金(助成金)(事業)	200,000	
減価償却費(事業)	0	
諸 会 費(事業)	0	
租税 公課(事業)	0	
研 修 費(事業)	0	
支払手数料(事業)	0	
雑 費(事業)	745,000	
その他経費計	61,959,000	
事業費 計		118,721,000

【管理費】		
(人件費)		
給料 手当	1,000,000	
補助作業者給与	200,000	
通 勤 費	100,000	
法定福利費	144,000	
福利厚生費	900,000	
人件費計	<u>2,344,000</u>	
(その他経費)		
会 場 費	250,000	
印刷製本費	1,100,000	
会 議 費	300,000	
旅費交通費	1,150,000	
業務委託費	7,752,000	
研 修 費	800,000	
通信運搬費	2,650,000	
備品消耗品費	1,430,000	
水道光熱費	300,000	
地代 家賃	4,440,000	
広告宣伝費	0	
新聞図書費	200,000	
減価償却費	1,900,000	
保 険 料	42,000	
諸 会 費	800,000	
租税 公課	4,942,000	
支払手数料	5,501,000	
退職金引当金	433,000	
支払 利息	352,000	
雑 費	400,000	
その他経費計	<u>34,742,000</u>	
管理費 計		<u>37,086,000</u>
経常費用 計		<u>155,807,000</u>
当期経常増減額		5,166,000
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		<u>0</u>
税引前当期正味財産増減額		<u>5,166,000</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>70,000</u>
当期正味財産増減額		<u>5,096,000</u>
前期繰越正味財産額		<u>17,615,299</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>22,711,299</u></u>

■ 役員報酬について

2019年度の役員報酬は、以下の通りとする。

代表理事 鵜尾雅隆 : 480万円【8号俸: 40万円】(前年度 480万円)

2019年度予算 内訳

							[税込] (単位: 円)
科目	ファンドレイジング大会	ファンドレイザー育成事業 (資格制度、研修、スクール)	寄付社会創造事業	ソーシャルインパクトセンター事業	その他事業	管理	合計
【受取会費】							
運営会員受取会費						1314000	1,314,000
賛同会員受取会費						24,682,000	24,682,000
【受取寄付金】							
受取一般寄付金	500,000					200,000	700,000
Giving Japan基金			50,000				50,000
寄付教育			3,842,000				3,842,000
【受取助成金等】							
受取助成金			6,829,000	0			6,829,000
【事業収益】							
事業 収益	30,482,000	22,576,000	2,353,000	65,000,000	3,144,000		123,555,000
【その他収益】							
受取 利息						1,000	1,000
売上計	30,982,000	22,576,000	13,074,000	65,000,000	3,144,000	26,197,000	160,973,000
(人件費)							
役員手当	1,500,000	500,000	200,000	2,600,000			4,800,000
給料 手当	9,200,000	9,000,000	1,500,000	21,650,000	300,000	1,000,000	42,650,000
補助業者給与	1,000,000	400,000	400,000	1,600,000		200,000	3,600,000
通 勤 費	400,000	100,000	300,000	530,000	100,000	100,000	1,530,000
法定福利費	1,404,000	1,188,000	252,000	3,102,000	36,000	144,000	5,626,000
福利厚生費						900,000	900,000
人件費計	13,504,000	11,188,000	2,652,000	29,482,000	436,000	2,344,000	59,106,000
(その他経費)							
売上原価			781,000		1,120,000	0	1,901,000
業務委託費	2,298,000	2,715,000	1,300,000	19,550,000		7,752,000	33,615,000
諸 謝 金	361,000	2,510,000	530,000		1,500,000		4,901,000
印刷製本費	1,442,000	2,290,000	1,080,000			1,100,000	5,912,000
会 議 費	0	0	0			300,000	300,000
広告宣伝費	450,000		0			0	450,000
旅費交通費	631,000	350,000	5,305,000	1,200,000	0	1,150,000	8,636,000
通信運搬費	1,068,000	227,000	224,000			2,650,000	4,169,000
備品消耗品費		165,000	40,000			1,430,000	1,635,000
新聞図書費						200,000	200,000
減価償却						1,900,000	1,900,000
研 修 費						800,000	800,000
支払手数料						5,501,000	5,501,000
雑 費	680,000	50,000	15,000			400,000	1,145,000
保険料						42,000	42,000
諸会費						800,000	800,000
水道光熱費						300,000	300,000
地代 家賃						4,440,000	4,440,000
会場費	10,521,000	2,671,000	685,000			250,000	14,127,000
寄付金(助成金)			200,000			0	200,000
支払利息						352,000	352,000
退職金引当金						433,000	433,000
租税公課						4,942,000	4,942,000
その他経費計	17,451,000	10,978,000	10,160,000	20,750,000	2,620,000	34,742,000	96,701,000
合計	30,955,000	22,166,000	12,812,000	50,232,000	3,056,000	37,086,000	155,807,000
当期経常増減額	10,027,000	11,388,000	10,262,000	34,782,000	3,144,000	10,851,000	100,454,000

理事・監事の選任

<任期：1年>

理事候補者

- 有馬 充美※（2018 Harvard Advanced Leadership Initiative Fellow）
伊藤 美歩（有限会社アーツブリッジ 代表）
鵜尾 雅隆（株式会社ファンドレックス 代表取締役）
鴨崎 貴泰（認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会 事務局長）
岸本 幸子（公益財団法人パブリックリソース財団 専務理事・事務局長）
久津摩 和弘（一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNET 理事長 / 全国福祉チャプター代表）
黒田 武志（リネットジャパングループ株式会社 代表取締役社長）
鈴木 栄※（一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ 理事）
藺田 綾子（株式会社クレアン 代表取締役）
高木 美代子（公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパン マーケティング部長）
田中 皓（公益財団法人助成財団センター 専務理事）
徳永 洋子（ファンドレイジング・ラボ 代表）
早瀬 昇（社会福祉法人 大阪ボランティア協会 常務理事）
山北 洋二（前 あしなが育英会 常勤監事）
山崎 庸貴※（一般財団法人ふくしま百年基金代表理事/東北チャプター共同代表）
山元 圭太（合同会社喜代七 代表）

監事候補者

- 金沢 俊弘（公益社団法人全国老人福祉施設協議会常務理事・業務執行理事）
樽本 哲（弁護士/NPOのための弁護士ネットワーク）

※新任

<退任>

（理事）

- 戸田 由美（関西チャプター共同代表 / 高島市役所（滋賀県）職員）

定款の変更

(現在)

第3条 (目的)

この会は、民間非営利団体に対する寄付という行為が高く評価され、民間非営利団体において資金開拓を担うファンドレイジング(資金調達)担当者が、誇りと自信をもって仕事を遂行し、また、寄付者が幸せと満足を実感できる新しい寄付社会を創造することに寄与することを目的とします。

第5条 (事業の種類)

この会は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 日本の民間非営利団体におけるファンドレイジング担当者の情報共有、技能や信頼性の向上を図る研修事業
- (2) 日本の寄付市場に関する調査・研究、及び出版事業
- (3) 寄付者を増やすためのフィランソロピー教育事業
- (4) ファンドレイザーを支援する企業、団体などと民間非営利団体との関係づくりの機会の創出事業
- (5) その他、第3条の目的を実現するのに必要な事業

(改正案) *改正部は下線

第3条 (目的)

この会は、民間非営利団体やソーシャルビジネス(以下「民間非営利団体等」という)に対する寄付や社会的投資をすることが高く評価され、民間非営利団体等において資金開拓を担うファンドレイジング(資金調達)担当者が、誇りと自信をもって仕事を遂行し、また、寄付や社会的投資をした人々が幸せと満足を実感できる新しい社会を創造することに寄与することを目的とします。

第5条 (事業の種類)

この会は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 日本の民間非営利団体等におけるファンドレイジング担当者の情報共有、技能や信頼性の向上を図る研修事業
- (2) 日本の寄付市場に関する調査・研究、及び出版事業
- (3) 寄付やボランティアを増やすための社会貢献教育事業
- (4) ファンドレイジングを支援する企業、団体などと民間非営利団体等との関係づくりの機会の創出事業
- (5) 社会的インパクト・マネジメントや社会的投資を促進するための調査・研究、開発事業
- (6) その他、第3条の目的を実現するのに必要な事業

第26条（理事会の議決）

第26条の2（電子メールによる業務の決定）

理事会の議決を要する事項について、理事会を開催することが困難であると代表理事が判断したときは、第24条ないし第26条の定めにかかわらず、理事会が定める「電子メールによる議決要領」によりその事項を決することができる。

第29条（評議員会）

この会に、評議員会を置きます。

2 理事会の議決により、評議員を選任します。

3 評議員会は評議員及び理事によって構成します。

4 評議員会は、理事会の諮問に応じて諮問事項について意見を述べるほか、この会の運営その他について理事会に対し意見を述べるものとします。

5 評議員会の招集は、代表理事が行います。

第26条の2（電子メールによる業務の決定）

理事会の議決を要する事項について、理事会を開催することが困難であると代表理事が判断したときは、第24条ないし第26条の定めにかかわらず、理事会が定める「電子メールによる議決要領」によりその事項を決することができます。

第29条（評議員会）

この会に、評議員会を置くことができます。

2 理事会の議決により、評議員を選任します。

3 評議員会は評議員及び理事によって構成します。

4 評議員会は、理事会の諮問に応じて諮問事項について意見を述べるほか、この会の運営その他について理事会に対し意見を述べるものとします。

5 評議員会の招集は、代表理事が行います。

第42条（公告の方法）

この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行います。

第42条（公告の方法）

この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行います。

以降修正なし